

～群馬県最低賃金が改正されました～

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。

群馬県最低賃金は

時間額 837 円

令和2年10月3日より改正

詳しくは、群馬労働局労働基準部賃金室（電話：027-896-4737）

又は群馬県内の労働基準監督署へお問い合わせください。

群馬労働局 URL：<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

※中小企業・小規模事業者の方の賃金引き上げを支援する「業務改善助成金」もご活用ください。

問い合わせ先：雇用環境・均等室 電話027-896-4739